



2011年度一橋大学政策フォーラム

日本学術振興会アジア研究教育拠点事業(07年度~11年度) 全体総括会合

2007年から一橋大学、中国人民大学、釜山大学校の3大学は、独立行政法人日本学術振興会の支援を受け、アジア研究教育拠点事業に取り組んできた。「東アジア共通法の基盤形成」の実現に向けた共同研究だ。昨年12月、この5年間の研究成果を発表する「一橋大学政策フォーラム」を開催。「東アジアにおける法の継受と創造～東アジア共通法の基盤形成に向けて～」をテーマに活発な議論が交わされた。ここでは全体総括会合の一部を紹介する。

東アジアにおける法の継受と創造 ～東アジア共通法の基盤形成に向けて～

東アジアの研究事業推進



一橋大学長
山内 進氏

アジア研究教育拠点事業は2007年から3大学が連携し、「東アジア共通法の基盤形成」の実現を目指す。その推進のために設置する「東アジア政策研究センター」である。東アジア研究における世界の拠点として、法・政治と社会・経済を2つの柱に事業を推進することで世界に貢献していく。

現在、世界の政治経済状況は大きく変化し、東アジアの存在感が増している。私たちはこの重要な過程を冷静に分析し、研究と教育を通じて平和的推進に貢献したいと考えている。今後本事業の継承とさらなる発展に尽力していく。

●開会挨拶●

●部門ごとのまとめ●

「東アジア結合企業法制度の現代的諸問題」と題したセミナーでは、M&A(合併・買収)法制に関する最新状況、運用・解釈上の諸問題を議論し、相互理解を深めるための2日間となった。

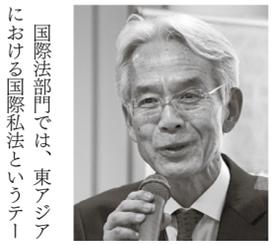
セミナーに先立ち、3大学とその他の研究者17人から東アジア結合企業法制度に関する論文が提出された。これらをまとめた冊子は、今後の議論に役立つ研究成果と自負している。



一橋大学大学院
法学研究科准教授
酒井 太郎氏

M&A法制の諸問題議論 運用や解釈に依然隔たり

東アジア共通法として着手しやすなのは、M&A法制結合企業法制度だ。他の法律領域とは異なり、企業法の分野では世界的な企業法発展とこれを支えるための各国のルールも世界競争が行われている。M&A法制については世界的な一定の傾向や制度のコンバージョン(融合)が生じると早くから言われていた。制度的条件の共通性が高いといわれる日本と韓国、そして



一橋大学大学院
法学研究科教授
横山 潤氏

3国の国際私法を比較研究 類似点と相違点が明らかに

国際私法部門では、東アジアで活発な議論を交わした。韓国では01年、中国では11年に国際私法が施行され、日本では06年に大きな国際私法の改正があった。3国の新たな

マで活発な議論を交わした。韓国では01年、中国では11年に国際私法が施行され、日本では06年に大きな国際私法の改正があった。3国の新たな

マで活発な議論を交わした。韓国では01年、中国では11年に国際私法が施行され、日本では06年に大きな国際私法の改正があった。3国の新たな

マで活発な議論を交わした。韓国では01年、中国では11年に国際私法が施行され、日本では06年に大きな国際私法の改正があった。3国の新たな

マで活発な議論を交わした。韓国では01年、中国では11年に国際私法が施行され、日本では06年に大きな国際私法の改正があった。3国の新たな

日中韓の3大学が連携 相互参照による 共通法形成へ英知を結集

企業法部門

中国においても、同一または類似の制度の採用が予想以上に進展しており、この指摘の裏付けとなっている。とりわけ韓国においては、11年の商法改正、会社規定の大改正に伴い日米と共通する仕組みが導入されている。

中国においても、同一または類似の制度の採用が予想以上に進展しており、この指摘の裏付けとなっている。とりわけ韓国においては、11年の商法改正、会社規定の大改正に伴い日米と共通する仕組みが導入されている。

中国においても、同一または類似の制度の採用が予想以上に進展しており、この指摘の裏付けとなっている。とりわけ韓国においては、11年の商法改正、会社規定の大改正に伴い日米と共通する仕組みが導入されている。

中国においても、同一または類似の制度の採用が予想以上に進展しており、この指摘の裏付けとなっている。とりわけ韓国においては、11年の商法改正、会社規定の大改正に伴い日米と共通する仕組みが導入されている。

中国においても、同一または類似の制度の採用が予想以上に進展しており、この指摘の裏付けとなっている。とりわけ韓国においては、11年の商法改正、会社規定の大改正に伴い日米と共通する仕組みが導入されている。

中国においても、同一または類似の制度の採用が予想以上に進展しており、この指摘の裏付けとなっている。とりわけ韓国においては、11年の商法改正、会社規定の大改正に伴い日米と共通する仕組みが導入されている。

●3大学法学部の5年間の総括と今後の取り組み●

次代担う人材育成に尽力 教育面での協力体制整備



中国人民大学
法学院長
韓 大元氏

今回3カ国の代表的な法学者を中心に歴史、文化などを含み広範な分野で総合的、理論的議論を重ねた。最も大きな成果は、東アジア共通法という新しい概念を実現するための基盤研究、理論的な研究を行ったことだ。

今回3カ国の代表的な法学者を中心に歴史、文化などを含み広範な分野で総合的、理論的議論を重ねた。最も大きな成果は、東アジア共通法という新しい概念を実現するための基盤研究、理論的な研究を行ったことだ。



釜山大学校
法学専門大学院長
姜 大燮氏

共通法実現の可能性模索 研究成果さらに継承発展

釜山大学校は07年にロースクールの認可申請の準備を行い、その後09年に第一期の学生を迎えた。本学のロースクールの発展と本事業の5年間の歩みは一致している。



一橋大学大学院
法学研究科長
村岡啓一氏

10年に本学で開催した「東アジアにおける民法の現代化と共通法の基盤形成」をテーマとした国際セミナーでは、民法における共通法の実現の可能性を模索した。この議論をたたき台とし、現在進行中の韓国、日本の民法の改正作業、中国の民法制定や補充作業などについて共同研究を継続する考えだ。民法の中で債権法や契約法における共通法の法の実現は、刑法や知的財産法などの他の法律の領域よりも可能性が高い。

10年に本学で開催した「東アジアにおける民法の現代化と共通法の基盤形成」をテーマとした国際セミナーでは、民法における共通法の実現の可能性を模索した。この議論をたたき台とし、現在進行中の韓国、日本の民法の改正作業、中国の民法制定や補充作業などについて共同研究を継続する考えだ。民法の中で債権法や契約法における共通法の法の実現は、刑法や知的財産法などの他の法律の領域よりも可能性が高い。

第2ステップへの移行確認 各国の現状と問題点理解

本事業の成果の1つが、一橋大学に新設される東アジア政策研究センター。このセンターでは先端的な東アジア研究を支援・推進し、その成果を世界に発信する拠点となる。さらに東アジア共通法という壮大な構想に向けた基盤形成は可能という結論に達した。

本事業の成果の1つが、一橋大学に新設される東アジア政策研究センター。このセンターでは先端的な東アジア研究を支援・推進し、その成果を世界に発信する拠点となる。さらに東アジア共通法という壮大な構想に向けた基盤形成は可能という結論に達した。

●全体のまとめ●

実現へのアプローチは多様



一橋大学大学院
法学研究科教授
松本恒雄氏

今回のテーマに「統一法」ではなく「共通法」という言葉を使ったのは、同じ文言の法律が同じように適用されるだけでなく、共通の価値観に基づいていけば同じ方向に向かっていけるはずという考えからだ。これを表現する手法として私が提唱したのが「相互参照による共通法の基盤形成」である。法律は互いに参照し

今回のテーマに「統一法」ではなく「共通法」という言葉を使ったのは、同じ文言の法律が同じように適用されるだけでなく、共通の価値観に基づいていけば同じ方向に向かっていけるはずという考えからだ。これを表現する手法として私が提唱したのが「相互参照による共通法の基盤形成」である。法律は互いに参照し

広告

企画・制作：日本経済新聞社
クロスメディア営業局

主催：一橋大学 <http://www.hit-u.ac.jp/kenkyu/project/forum.html>

お問い合わせ先：一橋大学政策フォーラム TEL 042-580-8053

※次回の一橋大学政策フォーラム開催は2月15日(水)を予定しております。